

政 法 第 2 0 1 2 号
答 申 第 3 9 9 号
平成 2 6 年 1 1 月 1 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 4 年 4 月 2 5 日付け報第 7 7 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 4 8 2 号

平成 2 4 年 4 月 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 4 年 3 月 2 6 日付け報第 6 7 1 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成24年3月26日付け報第671号行政文書部分開示決定通知書で不開示とした処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 不開示理由に該当しない。過去に知事部局で開示していた。
- (2) 起票日、伝票番号を特定していない（件名が不正確）。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分

平成24年3月26日付け報第671号で行った行政文書部分開示決定処分

2 行政文書開示請求及び行政文書部分開示決定

平成24年3月19日付けで「ちば県民だより配布のための支出負担行為支出伝票（直近1件のみが対象）」との開示請求（以下「本件請求」という。）があった。

そのため、実施機関は、開示請求時点で直近である平成24年2月22日に起票した、ちば県民だより配布に係る支出負担行為支出伝票1件（以下「本件文書」という。）を特定し、平成24年3月26日付けで行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）をした。

3 不開示の理由（千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号該当性）

法人がどの金融機関と取引を行うかについては当該法人の判断によるものであり、その口座情報については事業活動において取引関係者に対し必要な場合にのみ示される法人の内部管理に関するものである。また、一般に公開されておらず、これを公にした場合には、当該法人の財産権等正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、当該金融機関名等は条例第8条第3号の不開示情報に該当すると認められるので、これを不開示とすることが妥当である。

4 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、不開示理由には該当せず、過去に知事部局で開示していた旨主張する。

しかしながら、上記3に記載したとおり、金融機関名等は条例第8条第3号の不開示情報に該当するものであり、異議申立人の主張には理由がないものである。

(2) また、異議申立人は、行政文書部分開示決定通知書は支出負担行為伝票の起票日、伝票番号を特定しておらず、件名が不正確である旨主張する。

しかしながら、本件決定通知書の「開示請求に係る行政文書の件名」欄の記載から、対象文書は十分に特定されており、異議申立人の主張は理由がないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

(1) 本件請求及び本件決定については、第3 実施機関の説明要旨の2のとおりである。

(2) これに対し、異議申立人は、平成24年4月1日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件文書について

本件文書は、予算に基づいて支出の原因となる契約その他の行為をしようとするときに決裁を受ける文書であり、件名、起票日、事業者の住所・氏名（名称）及び口座情報（金融機関名、口座名義人、預金種目及び口座番号）、相手方コード、予算科目、支出金額等が記録されている。本件決定は、このうち口座情報（金融機関名、預金種目及び口座番号）を不開示としたものである。

なお、本件文書は、ちば県民だよりの配布業務の委託契約に基づく支払いに関する決裁文書であるが、不開示とした口座情報（金融機関名、預金種目及び口座番号。以下「本件不開示情報」という。）は、受託者である法人（以下「本件法人」という。）からの交付のあった請求書に記載された6種類の口座情報のひとつである。

3 条例第8条第3号該当性について

(1) 条例第8条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と定め、同条第3号では、概要次のとおり定めている。

「法人その他の団体に関する情報であつて、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

(2) 実施機関の説明によれば、上記第3の3のとおり、法人の口座情報については取引関係者に対し必要な場合にのみ示される内部管理情報であり、一般に公開されておらず、これを公にした場合、当該法人の財産権等正当な利益を害するおそれがあり、条例第8条第3号の不開示情報に該当するとのことである。

(3) 本件不開示情報は、法人の内部管理に属する重要な情報であることは否定できないが、本来、このような情報の取り扱いが法人が自主的に決定すべきものであるところ、本件法人が実施機関に交付した請求書には「お支払い代金は下記の取引銀行当社口座へお振り込みください。」という記載とともに、本件不開示情報を含めた6種類の口座情報が記載されており、実施機関はこれらの中から取引金融機関を選択したものである。

上記請求書の記載から、本件法人は口座情報を内部限りにおいて管理するよりも、代金の決裁の便宜を優先させ、口座情報が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認しているものと認められるので、このような情報の管理の実態を踏まえると、相手方が実施機関であることを理由に特別に口座情報を開示したという特段の事情は認められず、本件不開示情報は、これを開示しても本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものと認められる。

よって、本件文書の口座情報は、条例第8条第3号イには該当しない。

(4) また、本件不開示情報が、条例第8条第3号ロに該当する事情も認められない。

したがって、本件不開示情報は、条例第8条第3号に該当しない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が条例第8条第3号に該当するとした本件不開示情報は、これを開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年	月	日	処 理 内 容
24.	4.	25	諮問書の受理
24.	6.	29	実施機関の理由説明書の受理
26.	6.	25	審 議
26.	7.	30	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成26年7月30日現在)